

食安輸発0209第6号
平成24年2月9日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「平成23年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について
(韓国産トマトのシエノピラフェン)

平成23年度輸入食品等モニタリング計画については、平成23年3月30日付け食安輸発0330第15号（最終改正：平成24年2月9日付け食安輸発0209第1号）に基づき実施しているところです。

今般、輸入時のモニタリング検査の結果、韓国産生鮮トマトにおいて、食品衛生法違反の事例があったことから、下記の食品について、食品衛生法違反の可能性を判断する目的で、残留農薬に係るモニタリング検査の頻度を30%に引き上げて対応することとし、上記通知の別表第2（輸出者（製造者）の欄を除く。）及び別表第3に下記を追加するので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしく申し上げます。

なお、登録検査機関による自主検査受託体制が整うまでの間は、貨物保留の上、行政検査で対応するようお願いします。

記

検査強化日	対象国・地域	対象品目	検査項目	輸出者（製造者）
平成24年2月9日	韓国	トマト及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	残留農薬（シエノピラフェン）	MYUNGIN TRADING